

1 国際共同研究の概要及び意義・必要性など

本研究計画調書は国際共同研究強化の「審査希望分野」（公募要領参照）で審査される。記述に当たっては、「科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程」（公募要領参照）を参考にすること。

現在実施中の科研費（基課題）からの発展性を中心として、本国際共同研究の概要とその意義・必要性を 3 頁以内で記述すること。

冒頭にその概要を簡潔にまとめて記述し、本文には、基課題の研究を発展させるためになぜ国際共同研究を実施する必要があるか、国内外の研究動向等も踏まえ、その意義や必要性について具体的かつ明確に記述すること。

（概要）

研究計画調書作成に当たって留意すること

○本留意事項の内容を十分に確認し、研究計画調書の作成時にはこのテキストボックスごと削除すること○

※留意事項①：

1. 国際共同研究強化は広い分野の委員構成で多角的視点から審査が行われることに留意の上、研究計画調書を作成すること。
2. 公募要領の趣旨及び対象を十分に確認した上で研究計画調書を作成すること。

（本文）

※留意事項②：

1. 作成に当たっては、研究計画調書作成・記入要領を必ず確認すること。
2. 本文は 11 ポイント以上の大きさの文字等を使用すること。
3. 各頁の上部のタイトルと指示書きは動かさないこと。
4. 指示書きで定められた頁数は超えないこと。なお、空白の頁が生じても削除しないこと。

○本留意事項の内容を十分に確認し、研究計画調書の作成時にはこのテキストボックスごと削除すること○

【1 国際共同研究の概要及び意義・必要性など（つづき）】

【1 国際共同研究の概要及び意義・必要性など（つづき）】

2 国際共同研究の研究目的、研究方法など

国際共同研究の実施を計画している海外共同研究者の氏名、当該研究者の所属研究機関（外国機関）の名称、渡航期間等を明らかにした上で、下記の点について3頁以内で記述すること。

① 基課題の研究目的、研究方法及びその進捗状況について記述すること。

② 基課題の研究をどのように発展させるのか明らかになるよう、本国際共同研究の研究目的、研究方法について具体的かつ明確に記述すること。その際、国際共同研究を実施する上で国内における研究活動等が必要な場合には併せて記述するとともに、研究体制の全体像を明らかにするため、基課題の研究分担者など海外共同研究者以外に研究協力者として参画する研究者がいる場合にはその役割等を記述すること。

|              |  |
|--------------|--|
| 海外共同研究者氏名    |  |
| 海外共同研究者所属機関名 |  |

【2 国際共同研究の研究目的、研究方法など（つづき）】

【2 国際共同研究の研究目的、研究方法など（つづき）】

### 3 海外共同研究者の役割及び準備状況

（１）本国際共同研究における海外共同研究者の役割や研究内容、（２）本国際共同研究の実施に向けた海外共同研究者との準備状況、（３）海外共同研究者のこれまでの研究活動や主な研究業績（論文等）、について２頁以内で具体的かつ明確に記述すること。なお、これまでに当該外国機関あるいは海外共同研究者との関係において国際共同研究を行う研究基盤を構築している場合にはその内容も含めること。

【3 海外共同研究者の役割及び準備状況（つづき）】

#### 4 応募者の研究遂行能力及び研究環境

応募者（研究代表者）の研究計画の実行可能性を示すため、(1)これまでの研究活動（主要な研究業績を含む）、(2)渡航先の外国機関の研究環境（研究遂行に必要な研究施設・設備・研究資料等を含む）について2頁以内で記述すること。

「(1)これまでの研究活動」の記述には、研究計画に関連した国際的な取組（国際共同研究の実施歴や海外機関での研究歴等）がある場合には必要に応じてその内容を含めること。また、研究活動を中断していた期間がある場合にはその説明などを含めてもよい。

##### 研究計画調書作成に当たって留意すること

○本留意事項の内容を十分に確認し、研究計画調書の作成時にはこのテキストボックスごと削除すること○

##### ※留意事項

1. 研究業績（論文、著書、産業財産権、招待講演等）は、網羅的に記載するのではなく、本研究計画の実行可能性を説明する上で、その根拠となる文献等の主要なものを適宜記載すること。
2. 研究業績の記述に当たっては、当該研究業績を同定するに十分な情報を記載すること。（例として、学術論文の場合は論文名、著者名、掲載誌名、巻号や頁等、発表年（西暦）、著書の場合はその書誌情報など。）。
3. 論文は、既に掲載されているもの又は掲載が確定しているものに限って記載すること。

○本留意事項の内容を十分に確認し、研究計画調書の作成時にはこのテキストボックスごと削除すること○

【4 応募者の研究遂行能力及び研究環境（つづき）】

## 5 人権の保護及び法令等の遵守への対応（公募要領参照）

本研究を遂行するに当たって、相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報の取扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究など指針・法令等（国際共同研究を行う国・地域の指針・法令等を含む）に基づく手続が必要な研究が含まれている場合、講じる対策と措置を、1 頁以内で記述すること。

個人情報を伴うアンケート調査・インタビュー調査・行動調査（個人履歴・映像を含む）、提供を受けた試料の使用、ヒト遺伝子解析研究、遺伝子組換え実験、動物実験など、研究機関内外の倫理委員会等における承認手続が必要となる調査・研究・実験などが対象となる。

該当しない場合には、その旨記述すること。